

尾道市地域にぎわい創出支援事業補助金



市内の商工団体や商店街組織等が新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、with/after コロナを見据え、地域の賑わい創出や消費喚起・販売促進のために取り組む事業を支援します。

補助対象者

- ①尾道商工会議所、因島商工会議所、尾道しまなみ商工会
 - ②尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会に属する商店街団体
 - ③市内の商店街を形成する任意の商店街組織で、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正に行うことができる団体
 - ④市内に本拠地を置く、各業種等で組織された協会・組合などで、団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があり、財産の管理を適正に行っており、1年以上継続して活動している団体
- ※複数の団体の連名による申請も可能。

補助金の対象となる事業

補助対象者が主催する、賑わい創出や消費喚起・販売促進を目的とする事業
(消費喚起や販売促進に資する新たなキャンペーン・イベント、集客や回遊性向上に繋がる仕組みづくり、感染防止対策の実施により安心して利用できる店舗のPR等)
※事業を実施する際は、業種別の感染拡大防止ガイドライン等の趣旨・内容を遵守し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

補助対象経費

報償費、旅費、広告宣伝費、会場等借用費、会場設営費、通信運搬費、イベント費、賃借料、備品費、光熱水費、消耗品費、保険料、委託料、プレミアム付商品券の販売、割引クーポン券の発行、ポイントの発行、その他必要があると認められる経費
※対象経費とならないものもありますので、詳細は手引書を参照してください。

補助金額

1団体の限度額 20～250万円 補助率 3/4
※団体の組織及び会員数により、限度額が異なります。(裏面参照)
※1団体につき申請は1回限りとし、2団体以上の複数で連携して事業を実施する場合も、1回の申請とします。

対象事業期間

令和3年10月11日(月)～令和4年2月14日(月)
※補助金交付決定後に事業を実施してください。
※事業実施期間内に支払いが全て完了する必要があります。

申請期限

令和3年10月11日(月)から令和3年12月28日(火)まで

申請方法

新型コロナウイルス感染防止のため、申請書類は原則郵送で提出してください。

申請・お問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 産業部商工課 商政係

TEL: 0848-38-9183

FAX: 0848-38-9293

申請書様式
はこちら➔



●補助限度額

※複数の団体が連携して事業を行う場合の補助金限度額は、各団体の会員数に応じた上限額の合計額となります。

【商工団体】

会議所・商工会	補助限度額
尾道商工会議所	250万円
因島商工会議所	150万円
尾道しまなみ商工会	150万円

※尾道しまなみ商工会に限り、各支所ごとに申請することができます。この場合の補助限度額は、1所50万円となります。

【商店街】

尾道本通り商店街連合会・土生町商店街連合会に属する商店街団体、又は任意の商店街組織で規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正に行うことができる団体

会員店舗数	補助限度額
50～	60万円
40～49	50万円
30～39	40万円
20～29	30万円
5～19	20万円

※尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会それぞれに属する全ての商店街組織が共同参加する場合、連合会を代表団体として申請することができます。この場合の補助限度額は、連合会への加盟会員数を算定基礎とします。

【その他の団体】

各業種等で組織された協会・組合などで、次の3つの要件に該当する団体

- ・団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として、1年以上継続して活動していること

会員数	補助限度額
300～	150万円
200～299	120万円
100～199	90万円
50～99	60万円
15～49	30万円